



Title	民初紀年考
Author(s)	竹内, 弘行
Citation	中国研究集刊. 1989, 7, p. 21-29
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/61000
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

民初紀年考

はじめに

一九一一年に起つた辛亥革命は、秦漢以来二千年の専制君主体制に終止符を打った。そして、その専制君主体制に付随した諸文化事象もまた廃棄された。漢の武帝以来、綿綿と続いてきた年号の廃止もその一つである。周知のように西暦一九一二年正月元旦に孫文が南京にて臨時大總統に就任し、この日を「中華民國元年一月一日」とした。これは、二つのことを意味した。一つは、中国においてはじめて太陽暦が正式採用されたこと、もう一つは、それまでの年号に代つて国名がその役目を負うようになったこと、この二つである。年号の成立からこの時の廃止まで、ほぼ二千年間の歴史とその意味づけについては、別に論じる機会をもちたいが、年号が、ある王朝の象徴的意味を担ってきた歴史は、ここで、いったん終止符が打たれた。

ところで、中華民國（以下「民国」と略称する）誕生年を元年として年次を表記する方法（以下「民国紀年法」と略称する）は、その後の中華民國の複雑な歴史をくぐりぬけ、今も台湾に

竹内弘行

その命脈を保っている。しかし、民国出現の前後には、この他にも多くの紀年法が提唱され、利用された。本稿では、民国三年に魯迅と章炳麟、字は太炎によって使われた紀年法を紹介し、その含意する思想的意味について私見を述べてみたい。

一

新生民国が採用した民国紀年法は、政府公報等には単独で誌されたが、民間では別の紀年法も併用された。民間だけではなく、政府の役人にも民国紀年法を誌さない者がいた。そのひとりが魯迅で、彼は当時民国教育部に勤務していたが、一九一四年すなわち民国三年十一月三日に書いた「会稽郡故書雜集序」では「太歳在闕逢攝提格九月既望」とした。闕逢は十干の甲、攝提格は十二支の寅の異名で、魯迅は甲寅の年（陰暦）九月十六日と表記したのである。周知のとおり、歳星は木星のこと。古代では天空を十二分し、その年の木星（正しくはその影）の位置を称して年次の表記をしていたのである（以下これを「太

「歳紀年法」という)。いったい何故、魯迅は民国紀年法を用いず、古めかしい太歳紀年法を使用したのだろうか。

これについては、すでに先人によって次のように説かれていた。それは、魯迅の尚古的な趣味の表現ではなく、民国を民国として認めない、換言すれば「現執政袁世凱の治世を否認する意識があきらかにはたらいっていた」ため、陶淵明や顧炎武が二朝に仕えない意志を同様な年代表記で示したと同じく「現執政権に荷担することを拒否する抵抗の態度を秘かにあらわしていた」ものとみるのである。というのも、民国臨時大總統孫文を継いだ正式大總統袁世凱は、革命に背を向け、民国二年三月に孫文とならぶ革命指導者で、当時国民党理事だった宋教仁を暗殺し保守化を強めた。同年六月には孫文らが袁世凱に反対する第二革命を發動させたものの、袁世凱によって鎮圧されて、民国の実質は、袁世凱の独裁に近づいていた(事実、一九一六年民国五年に帝制を施行し、年号も洪憲元年とされたが、反袁護国の役すなわち第三革命がひき起されて、そのさなかに袁が憤死したので、再び共和制に復した)。こうした状況で、魯迅がもはや民国の年号を称する気にならなかったのは、清末の革命派が、清朝の年号を拒否し黄帝即位を元年とする年次表記すなわち黄帝紀年法などを使用していた「その意識を持続させた」魯迅ならではの態度であるとみられるのである。

中国革命史上における魯迅の高い評価を考えれば、右の年次表記にもそのような意図を読みとって不思議ではないが、果し

てそのとおりであったらうか。

二

民国三年の魯迅の太歳紀年法の使用が、現実の袁世凱政府への否認や清末革命派の年号表記の意識を持続させたとみる説に對して、私が疑問に思う点は次のとおりである。

第一に、清末革命派は、革命の成功と民国の建国の過程で当初の黄帝紀年法を破棄し民国紀年法を正式に採用したのでから、民国紀年法の利用こそ革命意識の継承となる。その好例が、前年の反袁第二革命に失敗して日本へ亡命していた孫文である。彼は、かの地で中華革命党を組織したが、その黨員への誓約書には「民国三年七月八日」と民国紀年法に従って、結党の日付けを付しているのである。のち袁世凱が、この民国紀年法を捨てて洪憲年号をもち出した事を考えあわせても、むしろ民国紀年法に固執することこそ、革命的であり民国の内実を守る立場に通じるように思われるのである。

第二に、顧炎武や陶淵明が二朝に仕えなかったのと相違して、魯迅は袁世凱政権の役人をやめなかった。孫文や黃興らが反袁第二革命に立ちあがっていたのに、である。しかも袁世凱帝制の露払いを務めたとされる康有為らの孔教会が、この民国三年三月の孔子祭を担当したのに、同年九月には袁世凱の異志を見ぬき彼と縁を切っていた。代って孔子祭を執り行ったのが、教育部の役人だった魯迅であった。「会稽郡故書雜集序」はこの

年十一月の作である。

第三に、魯迅は、自分の書いた「会稽郡故書雜集序」を同じ
 民国三年十二月に故郷で刊行されていた『紹興教育雜誌』に弟
 の周作人の名で発表していることである。現実を否認する「抵抗
 の態度」を、わざわざ弟に肩代りさせたのだろうか。この点
 について、弟の周作人がのちにこういつている。兄の魯迅は、
 故書の蒐集をひたすら愛好のためにしたので、それにともなう
 名声を弟の自分に譲ったものであると。同様に、魯迅の友人許
 寿裳もこれを「名利を弟に譲った」美談としていて、ともに当
 時の魯迅の政治意識には言及していないのである。

第四に、当時魯迅が書いた序跋中の年次表記をみると、
 太歳紀年法によって年月日付けをしているのは「会稽郡故書雜
 集序」一篇であるが、それ以前に十千十二支で年次を示す（こ
 れを「甲子紀年法」という）ものは、民国二年に「雲谷雜記跋」
 （癸丑六月一日）「稽康集跋」（癸丑十月二十日）の二篇、民
 国三年に「雲谷雜記序」（甲寅三月十一日）一篇の合計三篇が
 ありともに民国紀年法を利用していない。^⑧これらの序跋文の
 背後にも、袁世凱執政を否認したり、清末革命派の意識の持統
 がみられるのだろうか。ちなみに、孫文らの反袁第二革命は民
 国二年七月に起きていて、魯迅の「雲谷雜記跋」より遅いのだ
 である。

以上の諸点から考えて、魯迅が民国三年十一月にわざわざ太
 歳紀年法を使用した理由はまったく別な事情があったとみるべ

きではなからうか。

三

民国三年十一月に、魯迅が「会稽郡故書雜集序」を書いて、
 そこに太歳紀年法を用いて年次表記した理由を考える上で、重
 要な手がかりを与えてくれるのは、当時北京にいた章炳麟であ
 る。周知のように章炳麟は、魯迅と同じ浙江省の出身で、清末
 革命派の機関紙『民報』の主筆として革命論を鼓吹し、孫文・
 黄興とならぶ辛亥革命の「三尊」のひとりであった。彼は、民
 国二年七月に孫文や黄興が、反袁第二革命に立ち上ったとき、
 ひとり別行動をとった。同年八月北京に赴いて直接袁世凱を批
 判し、そのまま軟禁されたのである。彼の立場は、「反袁」で
 なく「批袁」であった。そして、軟禁中に、自分の過去の革命
 論などに手を加え、魯迅が「会稽郡故書雜集序」を書いた翌年
 の民国四年（一九一五）、浙江省の浙江圖書館より『太炎文録』
 と題して刊行していた。

この『太炎文録』に収められた作品の中に、実は、年次表記
 が発表当時と相違し、しかもわざわざ太歳紀年法を用いて書き
 改められた「沈蕙哀辞」（もと「祭沈蕙文」）という一篇があ
 るのである。^⑨

沈蕙（一八七二—一九〇三）は、沈禹希とも沈愚溪とも言わ
 れる湖南省出身の革命的士人であった。彼は、一八九八年の戊
 戌政変によって日本へ亡命し、一九〇〇年の自立軍起義事件に

も参加していた。のち北京に赴いて中露密約の暴露など反清活動に従事中に逮捕され、一九〇三年七月三十一日、杖刑によって殺された（詳しくは『新民叢報』第三五号参照）。

章炳麟は、このニュースを上海租界の獄中で知った。彼も、戊戌政変後に台湾に亡命し、のち中国に帰り、この年、上海で刊行されていた新聞『蘇報』に「康有為を駁して革命を論ずるの書」を発表、「革命軍」を発表した若き郷党（一八八五—一九〇五）とともに逮捕、投獄されていたのである。章炳麟が北京の沈蕙の死を人一倍傷んだであろうことは想像に難くない。彼が、同年八月二十三日に、上海で挙行された烈士沈蕙の追悼会の為に書いたのが「沈蕙を祭る文」すなわち「沈蕙哀辞」であった。内容は、晦渋で難解な辞賦体を用いて、沈蕙の行為を戊戌政変の犠牲者譚嗣同、自立軍起義の犠牲者唐才常らを継ぐ章炳麟流の「復仇」（民族革命）の為に犠牲者として位置づけ「大波相続けば、誰れか継ぐ亡しと云わん」とその後にくくことを訴えたものである。章炳麟が、右のような因縁のある文章の、特にその昌頭の「黄帝四千六百十四年秋七月朔」（一九〇三年八月二十三日）という日付けを、十余年たった民国三十四年になって、他でもない太歳紀年法による「歳在昭陽単閼、月在室相」（昭陽は十干の癸、単閼は十二支の卯、室相は七月の、それぞれ異名である）とわざわざ変えた理由は、いったい何だったのだろうか。章を改めて検討しよう。

四

民国四年（一九一五年）刊『太炎文録』に収められた「沈蕙哀辞」の冒頭の年次表記が筆者章炳麟の手によって、当初の革命派が使用していた黄帝紀年法による表記から、古代の太歳紀年法によるそれに変えられた。その理由について、章炳麟自身は何もいっていないが、この文章の書かれた状況と十余年後に改筆した時の状況、および沈蕙の行動と章炳麟の行動の二つの類似性が、ヒントになるように思われる。

後者の章炳麟と沈蕙との類似性についていえば、「沈蕙哀辞」に「死者あらずんば、誰れか民氣を伸さん。生者あらずんば、誰れか九世（の仇）を復さん」とある、その死者の側に二人を位置づけてよいだろう。戊戌で死を選んだ譚嗣同や、自立軍で犠牲となった唐才常そして単独北京入りで刑死した沈蕙。彼の死を知った時、章炳麟もまた亡命地から中国にまいもどって、しかも『蘇報』に発表した文章で投獄され、死と隣あっていたのである。上海の獄中で実際に死んだのは、ともに投獄された若き論客郷党の方であったが、また、この上海の獄中の章炳麟と十年後の北京で軟禁状態のそれとも共通点があった。章炳麟は、さきにもふれたとおり孫文や黃興のように後方にて革命軍を組織して戦うことより、自己犠牲を覚悟した直接的批判行動を選んでいくからである。この為、北京で軟禁中の章炳麟には、かつて「沈蕙を祭る文」と題した文章は、何より彼の心に訴えるものがあつたと思われる。それが、題を「沈蕙哀辞」と変え、

その年次表記についても革命派の黄帝紀年法から太歳紀年法に改めることになった動機の一環であろう。

勿論、右の理由だけからは、なぜ改められたものが太歳紀年法でなければならなかったのかの説明にはならない。さきに、陶淵明や顧炎武が二朝に仕えない意志を年号を使用しないこと以示したと言われている事を紹介したが、実は、太歳紀年法の使用に関しては逆のことも言えるのである。というのは、明清鼎革の際に異民族満州王朝に降伏して清朝の高官に昇った錢謙益（一五八二—一六六四）が、官を辞して帰郷後に伝典『楞嚴經』を注釈し、その序文にこの太歳紀年法を使用しているからである。錢謙益は明朝の礼部尚書でありながら、清朝に降つても礼部右侍郎・明史館副總裁等に拜され死後百年たつて、乾隆帝から「二臣」の烙印をおされ抹殺された人物である。だが、その錢謙益が注釈した『大佛頂首楞嚴經疏解蒙鈔』は、日本でも和刻が出るほど流布した書物で、章炳麟自身も、直接みたり、聞き知っていた可能性は十分あるのである。そののみならず、章炳麟は、この満州王朝に仕えた錢謙益について、次のような二様の評価を下していた。すなわち、章炳麟が一九〇三年『蘇報』に発表して蘇報事件の発端となった「康有為を駁して革命を論ずるの書」では、錢謙益のように胡虜に降つて出世しながら、一言の建白や補助もなく、「其の存すれば之に聴い、其の亡べば之に聴う」態度や精神が清朝を延命させてきたと厳しく批判されているが、そのすこし前の一九〇〇年に刊行された章

炳麟の著作『きやうし虐書』では、論調はすこし異っている。

秦の儒者への弾圧に対して秦に仕えていた伏生や叔孫通は逃げ出したことによつて、漢に仕えて儒学の復興に役立った。これが、一王朝に対して節操を守らなかつたと非難できるだらうか。古くは夏王朝の滅亡に際して殷に走つた太史令終古、殷末に周に奔つた師摯、新しくは隋唐の儒者陸徳明、孔穎達らは、「身を以て礼楽儒術を衒り、其の汚れを恥えず。此れ誠に溝瀆の小諒（『論語』憲問篇にみえる「匹夫匹婦の諒たるや、自ら溝瀆に經れて之を知るなし」とあるによる）の能く跋（た）てる所に非ざるなり」として、二臣でも儒教の継承という大目的の為ならば、認めてよいという。従つて、五代の馮道や明清二朝に仕えた錢謙益も、「きん尽く瘁（う）れんや」と、認めるに値する点があつたというのである。

右の二様の錢謙益評価のうち革命後の章炳麟の意になつたのは、後者であつた。軟禁中の『太炎文録』編纂に際して、『きやうし虐書』自体は「検論」と改題され、その内容に大幅な改訂が加えられたのに、この錢謙益評価を含む儒教の継承の為なら二臣もよいという文章は、そっくりそのまま収められた。他方、前者は、章炳麟自身は『文録』からはらずして『別録』に移すように指示したのに、出版者側で勝手に『太炎文録』に収めて刊行された。この「康有為を駁して革命を論ずるの書」のみならず、多くの章の筆になる革命論文が、他ならぬ章炳麟の手で『別録』に追いやられていて、今日では彼の思想的変質を示す

ものと言われているのである。^⑤

だとすれば、章炳麟が、ひとり北京で刑死した沈蕪を思いやりながら、二臣の評のある錢謙益が利用したと同じ太歳紀年法を用いてその哀辞の紀年をしたというのは、章炳麟自身もいわば二臣の立場に身を置いていること、しかも伝統學術の保存の爲ならばそれもよいという自覺的表現であつたように思われる。というのも、章炳麟は、かつて袁世凱政府の「東三省籌邊使」であつたし、孫文や黃興のように袁世凱を打倒する「反袁」でなく「批袁」という袁世凱の存在を認めた上で、その批判による更正をこそ期待していたからである。しかも、彼はすでに内外から「国学大師」の称を得ていて、伝統儒教文化の護持者を自認していたのである。従つて革命派の黃帝紀年法の放棄と、より伝統のある太歳紀年法の使用こそは、この章炳麟の立場を最も象徴的に示すものと言つてよいであらう。だとすれば、この立場は魯迅とどう繋がるだろうか。

五

章炳麟と魯迅が同じ浙江省の出身であることは、さきに述べた。両者の関係は、それだけではない。章炳麟は、魯迅が日本へ留学したおりに国学の師であつたし、民国二年来の北京軟禁中にも、魯迅は章炳麟を見舞つていたのである。^⑥二人の心中には共通するところがあった。ひとつは、ともに革命を裏切つた袁世凱に仕えた(魯迅は今もつて仕えている)、いわば「二臣」

に近いという負い目と、もうひとつは、ともに伝統中国の學術の保全と継承を担つていふという自負心と、である。後者についていえば、章炳麟は、すでに国学大師の名声を有して、数多い自己の著作を収拾すれば、国学の保存になつた。ところが、魯迅の方は、そうではなかつた。魯迅がしたのは、公務の余暇を利用して故郷浙江省会稽郡の先人の著作を蒐集し、刊行することであつた。これもまた立派な国学の保全と継承に他ならない。そのことは、魯迅の書いた「会稽郡故書雜集序」の内容が雄弁に語つてゐる。

序文はまず「『会稽郡故書雜集』は、史伝・地記の逸文を取め、編して集を成し、以て旧書の大略を存するなり」と全体の内容を紹介し、つづいて、その由来を、三国時代、呉の謝承がはじめて先賢の伝記を書き、朱育が土地の記録を残して以来、『隋書』経籍志には、雜伝篇に四部三八卷、地理篇に二部二卷が記録されるまでになつたが、唐末五代の混乱で湮滅してしまつた。自分は若い時に甘肅省武威県出身の學者張澍(一七八二—一八四七)が、故郷涼州(甘肅省の古名)の古人の著作を蒐集刊行した書物^⑦をみて、「故郷を篤恭^{とくこう}う」とはこのことかと思つた。以来、自分の故郷会稽の古書の遺篇を蒐集するようになったという。これだけなら、とりたてて国学保存ということでもないが、魯迅は続いて次のような遍歴のあつたことを記している。すなわち、中途で、游学(一九〇二—一九〇九年の日本へ留学したこと)して中断したばかりか、明哲の論を聞いて「郷土を誇

飾するは、大雅の尚^{とおと}所にあらず」と思つてやめたというのである。だが、十年後に故郷会稽に帰つてみると、禹王や越王勾踐など歴史遺跡の残つていところ、士女の遊び場となつて、「睥睨^{へいげ}して過ぐるも、殆んど將に眷念するところなからんとす」る有様だった。これでは、誇飾するどころか風土の悪化に陥っている。「この故に（古人の）名徳を序述し、其の賢能を著し、（山）陵（川）泉を記注して、其の典実を伝え、後人をして穆然として思古の情あらしめんとす」というのである。

右に述べられた留学中に会つた「明哲」が誰れかは判らないが、あるいは常々「博愛」を口にした孫文ら革命派士人であろう。ともあれ、いったん故郷の古書蒐集を中断したもの、再び始めたのは、故郷の風俗の変化をまのあたりにした為で、時期的には辛亥革命の直前にあたつている。魯迅は、革命の直後、同じ浙江省出身の蔡元培との関係で教育部入りし、その公務の間も、蒐集は続けられ、ここに故書八種があつまつた。

「もつて邦人に遺り、其の景行^{けいぎやう}（あおぎ手本とする用）に供し、故を忘れざらんことを庶幾^{にほひ}う」といい、最後に「太歳闕逢撰提格、九月既望、会稽□□□記」として終つてゐるのである。

右のような序文の内容からも、魯迅の意識が、袁世凱政権の否認や清末革命派の意識の継承ではなかったことは明瞭であろう。むしろ、革命派と切れて袁世凱政権に仕えながら、それが国学や伝統の保存、護持ならばよしとする、章炳麟の立場の明確な継承とみるべきではないかと思われる。

最後に、魯迅はなぜ、この「会稽郡故書雜集序」を弟周作人の名前にしたのであろうか。弟に伝統學術の護持者という名譽を譲つたというのが、関係者の証言ではあるが、魯迅自身の口から出たものではない。この点については、私は、さきにふれた師の章炳麟的な立場を、魯迅が心から納得して受け入れたのではなかったためではないか、と推測している。周知のように、一九一七年から雑誌『新青年』でくりひろげられた文学革命において魯迅は伝統儒教を「吃人礼教」と激しく批判している。彼の民国初期の役人時代が、袁世凱の儒教復活の露払いともいえる孔子祭の祭司をせざるを得なかったことも含めて、儒教の伝統を率直には認められない、迷いや疑いのなかにあつたのではなかったか。それが太歳紀年法を用いながら、自己の名前でなく、弟周作人の名前とした理由ではなかったか。だとすれば、太歳紀年法の採用は、魯迅の苦渋にみちた選択であつたように思われる。

〔注〕

① 国名を年号として紀年する方法は、太平天国のときに既に例があり、孫文もそれを意図的に継承したものであろう。

② 年号は、この民国成立以後も、出現した。袁世凱の「洪憲」と、滿州帝国の「大同」と「康徳」であるが、ともに歴史的反動、傍流とみられている。

③ 例えば、中華仏教会の機関誌『仏学叢報』では、民国紀年

と「釈迦牟尼仏応世××年」とが並記されていたし、孔教会の機関誌『孔教会雑誌』にも民国紀年と「孔子（生後）××年」とが並記されていた。

④ 十千十二支の異名は、戦国末から漢初に利用されたもの。

詳しくは『史記』曆書、『爾雅』釈天を参照。

⑤ 天を十二分し（これを十二次といひ十二支をあてる）、その年の歳星の位置で年次を表示する方法を「歳星紀年法」といい、『春秋左氏伝』に初出する。のち歳星の進行と逆まわりする影（これを「歳陰」又は「太歳」と呼んだ）を設定し、それによる年次表記法すなわち太歳紀年法に代えられたのは、歳星が十二次（十二支）を逆回りする為である。

⑥ 林田慎之助著『魯迅のなかの古典』、一九八一、創文社、三七頁。

⑦ 中野美代子著「乱世のなかの古典——林田慎之助『魯迅のなかの古典』を読む——」、一九八一、『創文』第二一〇号。

⑧ この経過については、別に詳しく論じたい。が、ここでは、一九一一年十月十日の武昌起義ののちの湖北軍政府の公布は、黄帝紀年と旧暦の日付けであったが、同年末の孫文の帰国前後に陽暦と民国紀年法の採用が決定したことを指摘しておきたい。

⑨ 康有為および孔教会と袁世凱の関係については拙著『後期康有為論』第三章参照。魯迅と孔子祭については『魯迅日記』及び竹内実著「魯迅と孔子様」、一九八一、『世界』一月号

参照。

⑩ 周作人著『瓜豆集』所収「關於魯迅」、一九三七、宇宙風社、二二二頁。

⑪ 許寿裳著『我所認識的魯迅』所収「關於弟兄」、一九七八、人民文学出版社、五二—三頁。

⑫ 福建師範大学中文系編『輯録古籍序跋集訳注』、一九八〇、福建人民出版社、二二—三四頁。

⑬ 章炳麟の「祭沈蕙文」は、その題と文章冒頭の紀年が発表誌・刊本によって次のように変化している。

A「祭沈蕙文」黄帝四六—四四年「沈蕙」（一九〇三、单行本）

B「祭沈禹希文」黄帝四三—九四年『浙江潮』（一九〇三、第九期）

C「上海公祭沈愚溪国士文」年次表記ナシ『国民日日報彙編』（一九〇四、第四集）

D「沈蕙哀辞」歳在昭陽單閼『太炎文録』（一九一五、单行本第二卷）

AとBの黄帝紀年の表記の違いは、基礎とする論拠の相異によるがここでは詳説しない。

⑭ 湯志鈞編『章太炎政論選集』、一九七七、中華書局、二四五—七頁。

⑮ 錢謙益に関しては、『吉川幸次郎全集』第十六卷に「錢謙益と東林」「居士としての錢謙益」「錢謙益と清朝『経学』」の先駆的論考がある。錢謙益の太歳紀年法の用例は例えば

『大佛頂首楞嚴經疏解蒙鈔』の目録末に「上章困敦歲三月三日、敬他老人謙益、焚香再拜、重記歲月」とある。上章は庚、困敦は子の異名。西曆一六六〇年のことである。

⑮ 章炳麟が、『楞嚴經』を引用している例としては一八九九年『清議報』第三十冊に發表した「儒術真論付録菌說」がある。但し、それが錢謙益の『解蒙鈔』であつたかどうかまではわからない。

⑯ 章炳麟「駁康有為論革命書」（一九〇三年）注⑭、二〇六頁。

⑰ 章炳麟『疍書』には、(一)一九〇〇年初刻本・(二)一九〇四年重訂本・(三)一九一五年「檢論」と改名したものの三本あるが、揃つて『章太炎全集』第三卷、一九八四、上海人民出版社に収載されている。同書、(一)一〇一頁、(二)三三六頁、(三)五八五頁参照。

⑱ 『太炎文録』の「駁康有為論革命書」題下に「是首本編入

別録。今姑从右文社印本」とある。この当時の章炳麟評価は湯志鈞編『章太炎年譜長編』、一九七九、中華書局、五一〇頁参照。

⑲ 章炳麟は民国元年十二月、「東三省籌邊使」に任じたが、翌年三月の宋教仁暗殺事件後、辭職した。

⑳ 『魯迅日記』、民国三年八月二十二日の条に「至錢糧胡同、謁章師」とある。この錢糧胡同が章炳麟の軟禁されていた場所であつた。『魯迅全集』第十四卷、一九八一、人民文学出版社、一二四頁参照。

㉑ 張樹著『二酉堂叢書』のこと（未見）。

㉒ ⑬、三四頁。また㉓『魯迅全集』第十卷、三二頁。

㉓ 魯迅の教育部時代については、孫英著『魯迅在教育部』、一九七九、天津人民出版社、および竹内実著『周樹人の役人生活』、一九八五、同朋舎参照。